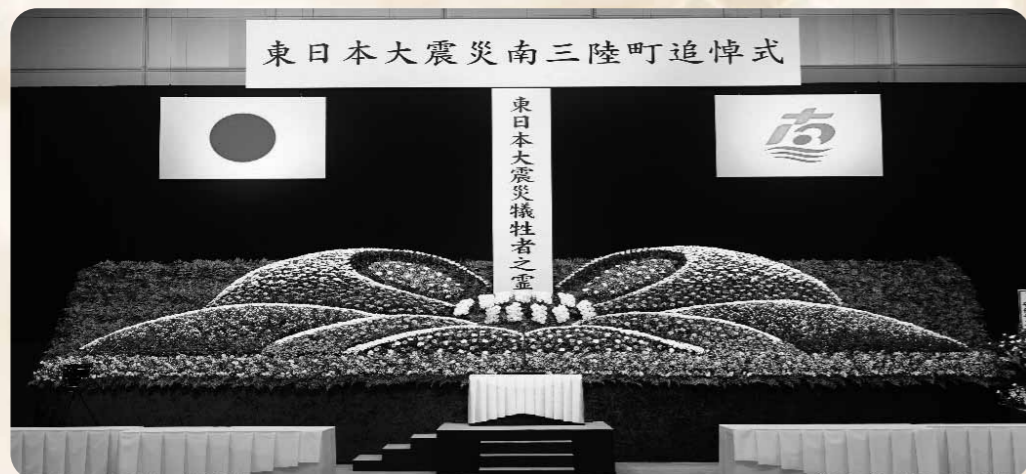


東日本大震災南三陸町追悼式



東日本大震災により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、復興完遂を誓うため、町主催による追悼式を開催します。
ご遺族をはじめ、多くの町民皆さまにご参列賜りますようご案内申し上げます。

日時 3月11日(木)【みやぎ鎮魂の日】
午後2時30分開式(午後1時30分開場)

場所 ベイサイドアリーナ

- 献花用の花は町で用意しています。香料・供花・供物などをご遠慮ください。
- 臨時駐車場として、ベイサイドアリーナ、役場第2庁舎、病院・ケアセンターの駐車場が利用できます。
- 会場までの送迎バスは、運行しませんのでご注意ください。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、参列される人は、当日の体調確認とマスク着用をお願いします。また、入館後に氏名、連絡先などの記載のご協力をお願いします。
- 会場では午後6時まで献花ができます。
- 町民の皆さまには、午後2時46分からの一斉黙とうにご協力をお願いします。

☎ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～3月11日は「鎮魂・伝承の日」です～

県条例では「みやぎ鎮魂の日」とも定められています。鎮魂とともに、東日本大震災の教訓を未来へ伝承していきましょう。

東日本大震災の被害状況(令和3年1月末日現在)についてお知らせします。昭和35年5月24日のチリ地震津波をはじめとした過去の各種災害の経験から、毎年防災訓練を実施するなど災害に強いまちづくりを進めてきた当町においても、東日本大震災では多くの尊い人命、財産を一瞬にして失い、甚大な被害を受けました。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

人的被害	
● 死者 620人	[直接死600人(うち町民551人、町外48人、不明1人)、間接死20人]
● 行方不明者 211人(うち町民210人)	
建物(住家)被害	
● 全壊 3,143戸	(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の58.62%)
● 半壊、大規模半壊 178戸	(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の3.32%)
● 半壊以上の計 3,321戸	(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の61.94%)
※上記数値は、町が整理し県に毎月報告している数値です。	

日曜開庁のお知らせ

令和3年3月の日曜開庁の実施日は次のとおりです。実施日以外の日曜日は、ご来庁いただいても各種証明書などの交付は行いません。

開庁実施日	開庁時間	対応する業務
3月28日(日) 3月最終日曜日のみ	午前8時30分～ 午後5時15分	・住民票関係の証明書 ・印鑑証明書 ・町税関係証明書 ・戸籍関係証明書

日曜開庁の廃止については、広報南さんりく12月号において掲載したとおり令和3年3月末をもって廃止となります。長年にわたり、日曜開庁をご利用いただき、誠にありがとうございました。
平日、来庁出来ない人は、委任状による請求やコンビニ交付サービスなどの方法にて取得が可能です。請求方法などご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

国民健康保険からお知らせ

国保加入・脱退の時は14日以内の届出を忘れずに

健康保険に関する異動切替は自動でなされると思込んでいませんか?届出は、ご自身で行わなければならないことになっています。

国保の届出の場合

- **どういつきに届出が必要になりますか?**
就職やご家族の扶養に入る場合などの脱退、退職やご家族の扶養から外れる場合などの加入の際は届出が必要となります。(異動があった日から14日以内に届出が必要です。)
- **14日以内に届出をしなければならないのはなぜですか? また、届出が遅れるとどうなりますか?**
保険証がないために医療機関の窓口で医療費を全額支払わなければなりません。また、加入の資格が発生した時点までさかのぼって国保税を納めなければなりません。
- **具体的な手続きはどうすれば良いですか?**
資格喪失・取得証明書または新たに加入した健康保険の保険証を持参してください。窓口にて資格異動届を記入していただき手続きは完了となります。
- **資格喪失・取得証明書とはどのようなものですか?**
社会保険を喪失または取得したことが分かる証明書(離職票や年金事務所から送付される国民年金加入のご案内でも可)です。もし、証明書を持参出来ない時はご相談ください。
- **国保以外の健康保険の手続きについて知りたいのですが?**
後期高齢者医療については、下記問い合わせまでご連絡ください。それ以外の健康保険の届出については、職場やそれぞれの健康保険の保険者に相談してください。

☎ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373